

第1章 計画の位置づけと期間

1. 第3次西東京市農業振興計画策定の目的

西東京市(以下「本市」という。)では、平成16(2004)年3月に第1次となる「西東京市農業振興計画」を策定しました。その後、平成26(2014)年3月には「第2次西東京市農業振興計画」を策定し、将来像「食の安心 みんなの健康 生活にうるおい ～住み続けたい農のあるまち・西東京市～」をもとに、推進を図ってきました。また、平成31(2019)年3月には、計画前半の進捗状況や社会経済情勢を反映し、計画後半の実効性を向上させるために同計画の「中間見直し」を行った上で、当該計画に基づき、農業振興施策を推進してきました。

しかしながら、本市を含む都市農業を取り巻く環境は、大きく変化してきています。税制をはじめ、農業所得*の低迷や農業者の高齢化、後継者などの担い手不足のほか、市民の農業・農地への理解等、依然として数多くの課題がある一方で、農業・農地がもつ環境保全や防災面等多面的な機能の重要性も認識されてきています。

今回、「第2次西東京市農業振興計画」が令和5(2023)年度に終了することから、都市農業を取り巻く環境や「第2次西東京市農業振興計画」の成果の検証等を踏まえつつ、市民、農業者等のニーズを的確に把握し、農業の発展を目指す施策を推進することを目的に、令和6(2024)年度から令和15(2033)年度を計画期間とする本計画を策定しました。



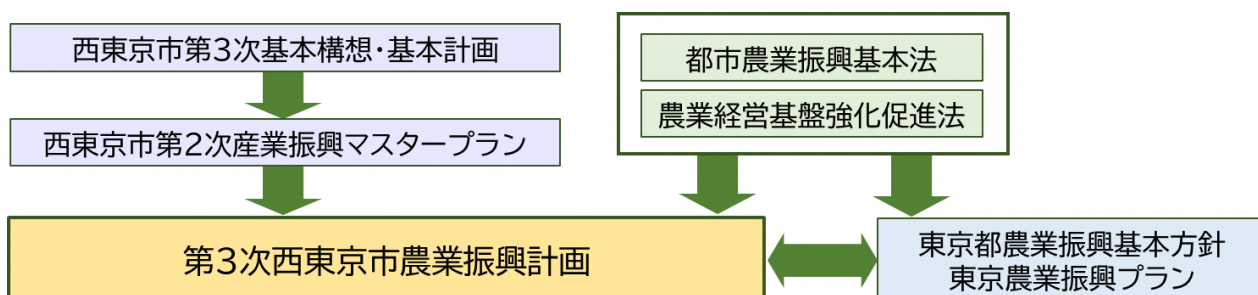
〔市内農のある風景〕

2. 計画の位置づけと関連計画等との関係

本計画は、「西東京市第3次基本構想・基本計画」を上位計画とする農業分野の計画として位置づけられるとともに、「西東京市第2次産業振興マスタープラン」に示された農業分野の振興方針をより具体的に示すものです。

また、「都市農業振興基本法」における、本市の地方計画を兼ねるものです。さらには、「農業経営基盤強化促進法*」の基本構想としても位置づけられ、農業経営改善計画の策定支援及び認定農業者*制度の適用の前提となるものです。

「東京農業振興プラン*」との整合も図り、本市における農業振興の方針・施策を明らかにするとともに、実現に向けた具体的な事業を選定します。



3. 計画期間

本計画は、令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年間を計画期間とします。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化に応じて、適宜必要な見直しを行い、状況に即した計画としていきます。

また、10年間の計画期間を5年ごとの前期と後期に分け、後期初年度となる令和10(2028)年度には、計画前期の点検・評価を行い、中間の見直しを行うとともに、計画後期の個別事業を新たに選定します。

R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
計画期間(令和6(2024)年度～令和15年(2033)年度)							10年間		
前期(令和6(2024)年度～令和10(2028)年度)					後期(令和11(2029)年度～令和15(2033)年度)				